

特定施設整備項目表 (チェックリスト)

【建築物】記入例

適否の判定を記入してください。

整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 有効幅員	80cm以上。	1以上の出入口は120cm以上とし、その他の出入口は90cm以上。	○	
(2) ドアの構造	戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。	戸を設ける場合は、有効120cm以上の直接地上へ通ずる主要な出入口のうち1以上の出入口は、自動的に開閉する構造とし、その他の出入口は、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。		
(3) 段	高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けない。		○	
(4) 音声誘導装置等	—	視覚障がい者の利用が多い施設の直接地上へ通ずる出入口の1以上には、音声誘導装置等を設ける。	—	
備考				

項目が該当しない場合は斜線を記入してください。

- 注意：1 「1出入口」のページは、整備項目表の表紙を兼ねているため、該当の有無にかかわらず添付して下さい。  
 2 この記入例のページは提出書類に添付しないでください。

特定施設整備項目表(チェックリスト)

【建築物】

〈記入要領〉

- 該当する整備箇所の表に記入して提出書類に添付してください。なお、該当しない整備箇所のページは添付を省略することができます。
- チェック欄の「整」「誘」に、福岡市福祉のまちづくり条例施行規則に定める建築物の「整備基準」「誘導基準」それぞれの基準に対する適否の判定を次の記号により記入してください。  
【○印】→基準に適合する。【×印】→基準に適合しない。【／印】→該当事項がない。
- 備考欄には、整備基準に適合している場合と同等以上の性能を有する場合又は整備基準に適合させることがが著しく困難な場合に、その理由等を記入してください(条例第26条第2項関連)。その他基準適用にあたって配慮事項などがあれば記入してください。

1 出入口 a(建物出入口, 駐車場出入口)

(1)直接地上又は駐車場へ通ずる出入口			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	それぞれ1以上の出入口は下記に定める構造とする。	出入口は、下記に定める構造とする。ただし、基準を満たした構造の出入口に近接する出入口についてはこの限りではない。	-	-
(1) 有効幅員	80cm以上。	1以上の出入口は120cm以上とし、その他の出入口は90cm以上。		
(2) ドアの構造	戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。	戸を設ける場合は、有効120cm以上の直接地上へ通ずる主要な出入口のうち1以上の出入口は、自動的に開閉する構造とし、その他の出入口は、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。		
(3) 段	高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けない。	同左		
(4) 音声誘導装置等	-	視覚障がい者の利用が多い施設の直接地上へ通ずる出入口の1以上には、音声誘導装置等を設ける。	-	
備考				

1 出入口 b(各室の出入口)

(2)不特定かつ多数の者が利用する各室の出入口			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	1以上の出入口は下記に定める構造とする。	出入口は、下記に定める構造とする。ただし、基準を満たした構造の出入口に近接する出入口についてはこの限りではない。	-	-
(1) 出入口の幅員	[宿泊施設及び共同住宅等以外のもの。ただし、車いす使用者用客室(※1)には適用する。] ・有効幅員80cm以上。	[宿泊施設及び共同住宅等以外のもの。ただし、車いす使用者用客室(※1)には適用する。] ・有効幅員90cm以上。		
	[宿泊施設(車いす使用者用客室は除く)及び共同住宅等(共同住宅は住戸)のもの] ・内のり80cm以上。	[宿泊施設(車いす使用者用客室は除く)及び共同住宅等(共同住宅は住戸)のもの] ・内のり85cm以上。		
(2) ドアの構造	戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。	戸を設ける場合は、自動的に開閉する構造又は高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、開閉により当該戸の一部が廊下等がある側の壁面線を越えない構造とする。		
(3) 段	高齢者、障がい者等が通過する際に支障となる段を設けない。	同左		
備考	※1 宿泊施設の車いす使用者用客室の出入口は、「13客室」の整備項目表にも記入する。			

2 廊下等（共同住宅等は共用のものに限る）（・レイアウト未定 ・テナント未定）

廊下等全般			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左		
(2) 段	段を設ける場合、「4階段」に定める構造とする。 （※4階段の整備項目表に記入する。）	同左		
直接地上へ通ずる各出入口又は駐車場出入口から各室の出入口に至る経路			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	1以上の経路は下記に定める構造とする。 共同住宅にあっては、(3)、(5)～(7)に定める構造とする。 「5エレベーター」の①、②に定める構造のエレベーターが設けられている場合は、当該1以上の経路は当該エレベーターの昇降路を含む。	経路は下記に定める構造とする。 自動車車庫、学校等施設及び共同住宅等にあっては、(3)、(6)～(9)に定める構造とする。	—	—
(3) 有効幅員	120cm以上。 ただし、小規模な建築物で車いす使用者と歩行者がすれ違うことができる構造の部分の部分を設ける等により、車いす使用者の通行に支障がないと認められる場合は、90cm以上とすることができる。	180cm(廊下等の末端付近及び区間50m以内ごとに2人の車いす使用者がすれ違うことができる構造の部分の部分を設ける場合は140cm)以上。		
(4) 末端付近の構造	車いすの転回に支障のないものとする(共同住宅等は除く)。	—		—
(5) 車いすの転回スペース	区間50m以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の部分を設ける。	—		—
(6) 高低差	高低差がある場合は、「3傾斜路」に定める構造の傾斜路及びその踊場を設ける。 （※3傾斜路の整備項目表に記入する。） 又は車いす使用者用昇降機を設ける。	同左		
(7) 出入口に接する部分	出入口並びに「5エレベーター」の①、②に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用昇降機の昇降路の出入口に接する床面は水平とする。	出入口並びに「5エレベーター」の①又は④に定める構造のエレベーター及び車いす使用者用昇降機の昇降路の出入口に接する床面は水平とする。		
(8) 壁面	—	突出物を設けない。やむを得ず設ける場合は、視覚障がい者の通行の安全上支障が生じないよう必要な措置を講ずる。	—	
(9) 休憩設備	—	施設利用者が休憩できる設備を適切な位置に設ける。	—	
道等から視覚障がい者用案内設備までの経路			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(10) 視覚障がい者誘導用ブロック等 ※1	1以上の経路(視覚障がい者に配慮された構造のエレベーターの昇降路を含む)は、下記に定める視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する。 又は音声誘導装置等を設ける。注1) ただし、以下の場合は、この限りでない。 ①出入口において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合。 ②その他誘導上支障のない場合。 ③建築物の立地状況若しくは用途により整備が必要でない、もしくは適当でない場合。	下記に定める視覚障がい者誘導用ブロック等を敷設する。 又は音声誘導装置等を設ける。注2) ただし、以下の場合は、この限りでない。 ①出入口において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合。 ②その他誘導上支障のない場合。		
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注3)	同左 注4)		
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左		
備考	※1 視覚障がい者誘導用ブロックの色、大きさは、「10視覚障がい者誘導用ブロック等」による。			

注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考1を参照  
 注2)自動車車庫、学校等施設及び共同住宅等を除く  
 注3)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照  
 注4)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

### 3 傾斜路 【2廊下等 / 7駐車場 / 8敷地内の通路 / 11客席及び舞台】

↑※該当する項目に○をつける。

【2廊下等】の傾斜路及びその踊場			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	こう配が1/25以下の場合、傾斜路として取り扱わない。	同左	—	—
(1) 有効幅員	120cm以上。(段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上。(段を併設する場合は120cm以上)		
(2) こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下。	1/12以下。		
(3) 踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける。	同左		
(4) 手すり	手すりを設ける。	両側に手すりを設ける。		
設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。		
高さ	80cm程度。	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度と85cm程度。		
形状	握りやすい形状とする。	同左		
端部の構造	傾斜路の上下端部から、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左		
点字表示	—	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	—	
(5) 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左		
(6) 傾斜路の識別	傾斜路前後の廊下等との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。注1)	傾斜路の踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする。注2)		
(7) 点状ブロック等	傾斜路の上端に近接する廊下等及び踊場の部分に敷設する。注3) ただし、以下の場合はこの限りでない。 ①建築物の立地状況若しくは用途により整備が必要でない、若しくは適当でない場合。 ②傾斜がある部分と連続して手すりを設ける場合の踊場。 ③高さが16cm以下かつこう配が1/12以下の場合	同左 注4)		
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注1)	同左 注2)		
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左		
(8) 交差部又は接続部	—	傾斜路の交差部又は接続部には、踏幅150cm以上の踊場を設ける。	—	
備考				

注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照  
 注2)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照  
 注3)別表第2整備基準 1建築物の表 備考1を参照  
 注4)自動車車庫、学校等施設及び共同住宅等を除く

【7駐車場 8敷地内の通路 11客室又は舞台】の傾斜路及びその踊場			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	こう配が1/25以下の場合、傾斜路として取り扱わない。	同左	—	—
(1) 有効幅員	120cm以上。(段を併設する場合は90cm以上)	150cm以上。(段を併設する場合は120cm以上)		
(2) こう配	1/12(傾斜路の高さが16cm以下の場合は1/8)以下。	1/15以下。 「11客室及び舞台」の場合は1/12以下。		
(3) 踊場	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設ける。	同左		
(4) 手すり	手すりを設ける。	両側に手すりを設ける。		

設置	原則として連続して設ける。	連続して設ける。		
高さ	80cm程度。	1本の場合は80cm程度, 2本の場合は65cm程度と85cm程度。		
形状	握りやすい形状とする。	同左		
端部の構造	傾斜路の上下端部から, 高齢者, 障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し, 両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左		
点字表示	—	手すりの端部, わん曲部等に現在位置, 方向, 行き先等を点字で表示する。	—	
(5) 床面の仕上げ	粗面とし, 又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左		
(6) 傾斜路の識別	傾斜路前後の廊下等との色の明度差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとする。注1)	傾斜路の踊場及び当該傾斜路に接する廊下等の色と明度差の大きい色とすること等により識別しやすいものとする。注2)		
(8) 交差部又は接続部	—	傾斜路の交差部又は接続部には, 踏幅150cm以上の踊場を設ける。	—	
備考				

注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照

注2)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

注3)別表第2整備基準 1建築物の表 備考1を参照

注4)自動車車庫, 学校等施設及び共同住宅等を除く

4 階段

【 2廊下等 / 4階段 / 8敷地内の通路 】

↑※該当する項目に○をつける。

直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる主要な階段(共同住宅等にあつては共用のものに限る)			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	共同住宅等にあつては共用のものに限る。 共同住宅等で、「5エレベーター」の①、②に定める構造のエレベーターが設けられている場合は適用しない。	—	—	—
(1) 幅員	内のり120cm以上。注1)	内のり150cm以上(共同住宅等は140cm以上)。		
(2) 手すり ※1	手すりを設ける。	両側に手すりを設ける。		
設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。		
高さ	80cm程度。	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度と85cm程度。		
形状	握りやすい形状とする。	同左		
端部の構造	傾斜路並びに階段等の上下端部から、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左		
点字表示	—	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	—	
(3) 構造	回り段を設けない。 ただし、構造上困難な場合はこの限りではない。	回り段を設けない。		
(4) 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左		
(5) 階段の識別			—	—
踏面の識別	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。注2)	同左 注3)		
段鼻の構造	段鼻の突き出しがないこと等によりつまづきにくい構造とする。	同左		
(6) 点状ブロック等	階段の上端に近接する廊下等及び踊場に敷設する。注4) ただし、以下の場合はこの限りでない。 ①建築物の立地状況若しくは用途(視覚障がい者の利用がない通常の老人ホームなど)により整備が必要でない若しくは適当でない場合 ②段がある部分と連続して手すりを設ける場合の踊場。	階段の上下端に近接する廊下等及び踊場に敷設する。注5) ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合の踊場は、この限りでない。		
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注2)	同左 注3)		
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左		
(7) けあげ、踏面の寸法	—	けあげ16cm以下、踏面30cm以上。	—	
備考	※1 手すり:1段の時は不要。2段の時は、けあげ16cm以下、踏面30cm以上のときのみ不要。			

注1)用途面積が300m<sup>2</sup>未満の建築物又はエレベーター等が設けられ、もしくは当該階において提供されるサービスもしくは販売される物品を高齢者、障がい者等が享受もしくは購入することができる措置を講じている建築物を除く。

注2)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照

注3)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

注4)別表第2整備基準 1建築物の表 備考1を参照

注5)自動車車庫、学校等施設及び共同住宅等を除く。

【2廊下等】に段を設ける場合			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	共同住宅等にあつては共用の者に限る。	—	—	—
(1) 幅員	内のり120cm以上。注1)	内のり150cm以上(共同住宅等は140cm以上)。		
(2) 手すり ※1	手すりを設ける。	両側に手すりを設ける。		
設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。		
高さ	80cm程度。	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度と85cm程度。		
形状	握りやすい形状とする。	同左		
端部の構造	傾斜路並びに階段等の上下端部から、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左		
点字表示	—	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	—	—
(3) 構造	回り段を設けない。 ただし、構造上困難な場合はこの限りではない。	回り段を設けない。		
(4) 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左		
(5) 階段の識別			—	—
踏面の識別	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。注2)	同左 注3)		
段鼻の構造	段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。	同左		
(6) 点状ブロック等	階段の上端に近接する廊下等及び踊場に敷設する。注4) ただし、以下の場合はこの限りでない。 ①建築物の立地状況若しくは用途(視覚障がい者の利用がない通常の老人ホームなど)により整備が必要でない若しくは適当でない場合 ②段がある部分と連続して手すりを設ける場合の踊場。	階段の上下端に近接する廊下等及び踊場に敷設する。注5) ただし、段がある部分と連続して手すりを設ける場合の踊場は、この限りでない。		
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注2)	同左 注3)		
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左		
(7) けあげ、踏面の寸法	—	けあげ16cm以下、踏面30cm以上。	—	—
備考	※1 手すり:1段の時は不要。2段の時は、けあげ16cm以下、踏面30cm以上のときのみ不要。			

注1) 用途面積が300m<sup>2</sup>未満の建築物又はエレベーター等が設けられ、もしくは当該階において提供されるサービスもしくは販売される物品を高齢者、障がい者等が享受もしくは購入することができる措置を講じている建築物を除く。

注2) 別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照

注3) 別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

注4) 別表第2整備基準 1建築物の表 備考1を参照

注5) 自動車車庫、学校等施設及び共同住宅等を除く。

【8敷地内の通路】に段を設ける場合			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 幅員	-	内のり150cm以上(共同住宅等は140cm以上)。		
(2) 手すり ※1	手すりを設ける。	両側に手すりを設ける。		
設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。		
高さ	80cm程度。	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度と85cm程度。		
形状	握りやすい形状とする。	同左		
端部の構造	傾斜路並びに階段等の上下端部から、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左		
点字表示	-	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	-	
(3) 構造	回り段を設けない。 ただし、構造上困難な場合はこの限りではない。	回り段を設けない。		
(4) 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左		
(5) 階段の識別			-	-
踏面の識別	踏面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。注2)	同左 注3)		
段鼻の構造	段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とする。	同左		
(7) けあげ、踏面の寸法	-	けあげ16cm以下、踏面30cm以上。	-	
備考	※1 手すり:1段の時は不要。2段の時は、けあげ16cm以下、踏面30cm以上のときのみ不要。			

注2)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照

注3)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照



## 5 エレベーター

①不特定かつ多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する建築物に設けるエレベーター			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点  ※施設整備マニュアル改訂版2020のp83「整備基準の対象区分早見表」を参照	<p>直接地上へ通ずる出入口のない階を有する下記の施設には、当該階に停止する1以上の下記に定める構造のエレベーターを設ける。</p> <p>ただし、当該階において提供されるサービスもしくは販売される物品を高齢者、障がい者等が享受もしくは購入することができる措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p><b>〈Aタイプ〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等施設、共同住宅等、自動車車庫並びに事務所及び工場を除くその他の特定建築物： 用途面積の合計が2,000m<sup>2</sup>以上又は階数が2以上</li> <li>・事務所及び工場： 用途面積の合計（工場にあっては作業場を除く）が5,000m<sup>2</sup>以上かつ階数が2以上</li> </ul> <p>上記施設は、(1)～(13)を適用する。</p> <p><b>〈Bタイプ〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校等施設（学校教育法第1条に規定する学校）： 用途面積の合計が2,000m<sup>2</sup>以上かつ階数が3以上</li> <li>・学校等施設（上記を除く）： 用途面積の合計が2,000m<sup>2</sup>以上かつ階数が5以上</li> <li>・自動車車庫： 用途面積の合計が2,000m<sup>2</sup>以上かつ階数が2以上</li> <li>・事務所及び工場： 用途面積の合計（工場にあっては作業場を除く）が2,000m<sup>2</sup>以上5,000m<sup>2</sup>未満かつ階数が2以上のもの</li> </ul> <p>上記施設は(1)～(6)、(8)、(9)、(11)、(13)を適用する。</p> <p><b>〈Cタイプ〉</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同住宅等で用途面積の合計が2,000m<sup>2</sup>以上かつ階数が5以上のものは、(1)、(2)、(4)、(5)、(8)、(9)、(11)、(13)を適用する。</li> </ul> <p>※当該対象施設のうち、床面積2,000m<sup>2</sup>未満の建築物で、次の表②【小規模1】、③【小規模2】に定める構造のエレベーターが設けられている場合は、下記の構造は適用しない。</p>	<p>直接地上へ通ずる出入口のない階を有する建築物には、当該階に停止する1以上の下記(1)～(14)に定める構造のエレベーターを設ける。</p> <p>ただし、学校施設及び共同住宅等にあっては、(1)～(6)、(8)、(9)、(11)、(13)を適用する。</p>	—	—
(1) かごの幅	内のり140cm以上。ただし、共同住宅等は、105cm以上、床面積1.59m <sup>2</sup> 以上。	内のり160cm以上。ただし、共同住宅等は、140cm以上、床面積1.83m <sup>2</sup> 以上。		
(2) かごの奥行き	内のり135cm以上。	内のり135cm以上（共同住宅等でかご内にトランクが設けられている場合は、トランクを含めたかごの奥行きは、内のりを200cm以上）。		
(3) かごの形状	平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。	同左		
(4) かご内の表示装置	停止する予定の階及び現在位置を表示する装置を設ける。	同左		
(5) かご内の鏡・手すり	かご内には、正面鏡等及び手すりを設ける。	同左		
(6) 昇降方向の表示装置	乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。	同左		
(7) かご内の音声装置	かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設ける。	同左		
(8) 出入口の幅員	かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のりを80cm以上。	かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のりを90cm以上（共同住宅等は80cm以上）。		
(9) 車いす使用者用の制御装置	かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける。	同左		
(10) 視覚障がい者用の制御装置	かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置((9)の制御装置を除く)は、視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とする。	同左		
(11) 乗降ロビーの幅及び奥行き	それぞれ内のりを150cm以上。	それぞれ内のりを180cm以上。		
(12) 乗降ロビーの音声装置	到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設ける。 ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合はこの限りでない。	同左		

(13) 標識の掲示	乗降ロビー又はその付近に高齢者、障がい者等が利用しやすいエレベーターの設置を示す標識を掲示する。	同左		
(14) 設置位置	—	エレベーターは、主要な廊下等に近接した位置に設ける	—	
備考				

②上記①の表の施設のうち、階数が5以上で床面積2,000m <sup>2</sup> 未満の場合			【小規模1】	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	高齢者、障がい者等に配慮した構造は、下記に定める標準的な整備内容とする。	—	—	—
(2) かごの奥行き	車いす使用者が利用可能な構造とする。 ※1	—		—
(5) かご内の鏡・手すり	かご内には、正面鏡等及び手すり(車いすが乗り込むのに支障がないものを1以上)を設ける。	—		—
(8) 出入口の幅員	かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内を80cm以上。	かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内を90cm以上(共同住宅等は80cm以上)。		
(9) 車いす使用者用の制御装置	かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設ける。	—		—
(10) 視覚障がい者用の制御装置	かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置((9)の制御装置を除く)は、必要に応じて視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とする。	—		—
備考	※1 施設整備マニュアル改訂版2020のp90の表を参照			

③上記①の表の施設のうち、階数が4以下で床面積が2,000m <sup>2</sup> 未満の場合			【小規模2】	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	高齢者、障がい者等に配慮した構造は、下記に定める標準的な整備内容とする。	—	—	—
(5) かご内の鏡・手すり	かご内には、正面鏡等及び手すり(車いすが乗り込むのに支障がないものを1以上)を設ける。	—		—
(8) 出入口の幅員	かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内を80cm以上。	かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内を90cm以上(共同住宅等は80cm以上)。		
(10) 視覚障がい者用の制御装置	かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置((9)の制御装置を除く)は、必要に応じて視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とする。	—		—
備考				

④上記①の表に定める構造のエレベーター以外のもの(例:2台目以上のエレベーター)			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	—	共同住宅等は、(1)、(2)、(4)、(6)、(8)、(11)及び(13)に定める構造とする。	—	—
(1) かごの幅	—	内のり140cm以上。ただし、共同住宅等は、105cm以上、床面積1.59m <sup>2</sup> 以上。	—	—
(2) かごの奥行き	—	内のり135cm以上。	—	—
(3) かごの形状	—	平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。	—	—
(4) かご内の表示装置	—	停止する予定の階及び現在位置を表示する装置を設ける。	—	—
(6) 昇降方向の表示装置	—	乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設ける。	—	—
(8) 出入口の幅員	—	かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内のりを80cm以上。	—	—
(11) 乗降ロビーの幅及び奥行き	—	それぞれ内のりを150cm以上。	—	—
(13) 標識の掲示	—	乗降ロビー又はその付近に高齢者、障がい者等が利用しやすいエレベーターの設置を示す標識を掲示する。	—	—
備考				

## 6 便所 a(福祉型便房)

不特定かつ多数の者が利用する便所(福祉型便房)			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	便所を設ける場合においては、下記に定める基準に適合する便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設ける。 ただし、公衆便所で安全管理上次に定める基準に適合する便所を設けることが著しく困難な場合は、この限りでない。	便所を設ける階(専ら駐車場の用に供される階にあつては、当該駐車場に車いす使用者用駐車施設が設けられている階に限る。)下記に定める基準に適合する便所を設ける。 当該階に設ける福祉型便房の設置数 [当該階の便房の総数が200以下の場合] ・便房の総数×1/50以上 [当該階の便房の総数が200を超える場合] ・(便房の総数×1/100)+2以上 ※いずれも端数は全て切り上げる。	—	—
(1) 便房の構造	車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すりその他必要な設備が適切に配置されている便房(福祉型便房)を設ける。注1)	車いす使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保され、かつ、腰掛便座、手すりその他必要な設備が適切に配置されている便房(福祉型便房)を設ける。		
(2) 有効幅員	福祉型便房の出入口及び便房のある便所の出入口の有効幅員は、80cm以上とする。	同左		
(3) ドアの構造	福祉型便房の出入口又は福祉型便房がある便所の出入口にドアを設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とする。	同左		
(4) 標識の掲示	福祉型便房のある便所の出入口又はその付近にその旨を表示した標識を掲示する。	同左		
(5) 設置位置	—	福祉型便房のない便所は、福祉型便房のある便所に近接して設ける。 ただし、福祉型便房のない便所に腰掛便座、手すり等が適切に配置された便房が1以上設けられている場合は、この限りでない。	—	
(6) 便器	腰掛便座を設ける。	—		—
(7) 手すり	手すりを設ける。	—		—
(8) ベビーベッド等及びベビーチェア	ベビーベッド等及びベビーチェアを設ける場合は「6便所<共通>」による。注2)	同左		
(9) オストメイトのための設備	オストメイトのための設備を設ける場合は「6便所<共通>」による。注3)	同左		
(10) 大型ベッド	福祉型便房を設ける場合においては、必要に応じて、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の福祉型便房には、大型ベッド(長さ120センチメートル以上のベッドで大人のおむつ交換をすることができるものをいう。以下同じ。)を設ける。注4) 便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。	福祉型便房を設ける階においては、1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)の福祉型便房には、大型ベッドを設ける。注5) 便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。		
備考				

注1)別表2整備基準 1建築物の表 備考3を参照  
 注2)別表2整備基準 1建築物の表 備考4を参照  
 注3)別表2整備基準 1建築物の表 備考5を参照  
 注4)別表2整備基準 1建築物の表 備考6を参照  
 注5)別表3誘導基準 1建築物の表 備考1を参照

## 6 便所 b(一般便所)

不特定かつ多数の者が利用する便所(一般便所)			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	便所を設ける際には、下記に定める基準に適合する便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設ける。 ただし、上記の表に定める基準に適合する福祉型便房が設けられる際には、この限りでない。	-	-	-
(1) 便房の構造	腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房を設ける。	-		-
(2) 有効幅員	便所の出入口は有効幅員80cm以上。 便房の出入口は有効幅員65cm以上。	-		-
(3) ドアの構造	便所の出入口にドアを設ける場合は、高齢者、障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。	-		-
(4) 男性用小便器	小便器のある便所を設ける階では、床置き式の小便器その他これに類する小便器がある便所を1以上設ける。	小便器のある便所を設ける階では、便器の前面及び両側に手すりを配置した床置き式の小便器その他これに類する小便器がある便所を1以上設ける。		
(5) ベビーベッド等及びベビーチェア	ベビーベッド等及びベビーチェアを設ける場合は「6<共通>」による。	同左		
(6) オストメイトのための設備	オストメイトのための設備を設ける場合は「6便所<共通>」による。	同左		
備考				

## 6 便所 <共通>

便所に設けるベビーベッド等			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(8) ベビーベッド等及びベビーチェア	便所を設ける場合は、必要に応じて、壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェアが備えられた便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設ける。注1) 便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。  ただし、壁面収納型ベビーベッド等が備えられた便所及びベビーチェアが備えられた便所がそれぞれ1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けられる場合は、この限りでない。	便所を設ける場合は、必要に応じて、壁面収納型ベビーベッド等及びベビーチェアが備えられた便所を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設ける。 便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。  ただし、壁面収納型ベビーベッド等が備えられた便所及びベビーチェアが備えられた便所がそれぞれ1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けられる場合は、この限りでない。		
(9) オストメイトのための設備	不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、必要に応じて、次に定めるオストメイト(人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者をいう。以下同じ。)のための設備が備えられた便房を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設ける。注2) 便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。	不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合においては、次に定めるオストメイトのための設備が備えられた便房を1以上(男性用及び女性用の区分があるときは、それぞれ1以上)設ける。 便房及び便所の出入口又はその付近に、その旨を表示した標識を掲示する。		
	ア 洗浄機能付き汚物流し	同左		
	イ 給湯設備(ハンドシャワー型に限る。)	同左		
	ウ 荷物を置くための棚その他の設備	同左		
	エ 水石けん入れ	同左		
	オ 紙巻器	同左		
	カ 汚物入れ	同左		
	キ 2以上の衣服を掛けるための金具等	同左		
備考				

注1)別表2整備基準 1建築物の表 備考4を参照

注2)別表2整備基準 1建築物の表 備考5を参照

## 7 駐車場

車いす使用者用駐車施設			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	不特定かつ多数の者が利用する駐車場及び「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」第7条第3項に基づく共同住宅等の車いす使用者のための駐車場を設ける駐車施設に適用する。	-	-	-
駐車台数	[全駐車台数100台以下の場合] ・1以上 [全駐車台数100台を超える場合] ・全駐車台数×1/100以上 ※端数は全て切り上げる。	[全駐車台数200台以下の場合] ・全駐車台数×1/50以上 [全駐車台数200台を超える場合] ・(全駐車台数×1/100)+2以上 ※端数は全て切り上げる。		
(1) 設置位置	駐車場へ通じる建物の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る経路の距離が、できるだけ短くなる位置に設ける。	同左		
(2) 駐車施設の幅等	車いす使用者用駐車施設の幅は350cm以上。	同左		
(3) 駐車区画の表示	車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示する。 ただし、全駐車台数が5未満の駐車場はこの限りでない。	車いす使用者用である旨を見やすい方法により表示する。		
(4) 駐車施設の表示	-	道路から駐車場に通ずる出入口に車いす使用者用駐車施設がある旨を見やすい方法により表示する。	-	
(5) 駐車場の出入口までの通路	車いす使用者用駐車施設へ通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、「8敷地内の通路」の(1)及び(3)から(5)までに定める構造とする。 (※「8敷地内の通路」の整備項目表に記入する。)	同左		
備考				

## 8 敷地内の通路

敷地内の通路全般			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 床面の仕上げ	粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げるとともに、車いす使用者の通行に支障のないものとする。	同左		
(2) 段	段を設ける場合は、「4階段」の(2)から(5)までに定める構造とする。 (※「4階段」の整備項目表に記入する。)	段を設ける場合は、「4階段」の(1)から(5)及び(7)に定める構造とする。 (※「4階段」の整備項目表に記入する。)	-	-
直接地上へ通ずる建物の各出入口から道等又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路 【建物出入口～道等】【建物出入口～車いす使用者用駐車施設】			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	1以上の通路は下記に定める構造とする。 ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる建物出入口から道等に至る車路を設ける場合における敷地内の通路には、この限りでない。	適用箇所の通路は下記に定める構造とする。 ただし、地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、直接地上へ通ずる建物出入口から道等に至る車路を設ける場合における敷地内の通路には、この限りでない。	-	-
(3) 有効幅員	120cm以上。	180cm以上。		
(4) 車いすの転回スペース	区間50m以内ごとに車いすが転回することができる構造の部分の部分を設ける。	-		-
(5) 高低差	高低差がある場合は、「3傾斜路」の(1)から(6)までに定める構造の傾斜路及びその踊場を設ける。 (※「3傾斜路」の整備項目表に記入する。) 又は車いす使用者用昇降機を設ける。	高低差がある場合は、「3傾斜路」の(1)及び(3)から(6)並びに(8)(ただし、こう配は1/15以下)までに定める構造の傾斜路及びその踊場を設ける。 (※「3傾斜路」の整備項目表に記入する。) 又は車いす使用者用昇降機を設ける。	-	-
道等から視覚障がい者用案内設備までの敷地内の通路			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	1以上の通路は下記に定める構造とする。注1) ただし、建築物の立地状況又は用途から当該構造とすることが必要でない又は適当でないと思われる場合においては、この限りでない。	全ての通路は下記に定める構造とする。注2)	-	-
(6) 視覚障がい者誘導専用ブロック等	視覚障がい者誘導専用ブロック等を敷設する。 又は音声誘導装置等を設ける。注1)	同左 注2)		
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注3)	同左 注4)		
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左		
(7) 点状ブロック等	車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜路及び段の上端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分に敷設する。	同左		
色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注3)	同左 注4)		
大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左		
敷地内の通路に設ける排水溝の蓋			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(8) 蓋の構造	排水溝の蓋は、車いすの車輪、杖等が落ち込まない形状とする。	同左		
備考				

- 注1)別表第2整備基準 1建築物の表 備考1を参照  
 注2)自動車車庫、学校等施設及び共同住宅等を除く  
 注3)別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照  
 注4)別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照

## 9 手すり（各項目に該当しない整備箇所に設けられる場合に記入する。）

傾斜路、階段に設ける手すり			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 設置方法	原則として連続して設ける。	連続して設ける。		
(2) 高さ	高さ80cm程度。	1本の場合は80cm程度、2本の場合は65cm程度と85cm程度。		
(3) 形状	握りやすい形状とする。	同左		
(4) 端部の構造	傾斜路並びに階段及び段の上下端部から、高齢者、障がい者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込む。	同左		
(5) 点字表示	—	手すりの端部、わん曲部等に現在位置、方向、行き先等を点字で表示する。	—	
備考				

## 10 視覚障がい者誘導用ブロック等

（各項目に該当しない整備箇所に設けられる場合に記入する。）

視覚障がい者誘導用ブロック等			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 色	原則として黄色とする。 ただし、これによりがたい場合は周囲の床材の色と明度差又は輝度比の大きい色とする。注1)	同左 注2)		
(2) 大きさ	原則として縦横それぞれ30cmとする。	同左		
備考				

注1) 別表第2整備基準 1建築物の表 備考2を参照  
注2) 別表第3誘導基準 1建築物の表 備考2を参照



## 11 客席及び舞台

観覧や集会の用に供する客席に設ける車いす使用者用の客席			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 車いす使用者用客席の数	出入口から容易に到達できる位置に車いす使用者用客席を2以上設ける。	出入口から容易に到達できる位置に車いす使用者用客席(最大20席)を次の数以上設ける。 [総客席が400以下の場合] ・2以上。 [総客席数が400を超える場合] ・2+(400を超える客席数200(200に満たない端数は200とする)ごとに1)以上。 ※端数はすべて切り上げる。		
(2) 車いす使用者用客席のスペース	1席当たり幅85cm以上, 奥行110cm以上。	1席当たり幅90cm以上, 奥行150cm以上。		
床面の仕上げ等	床は水平とし, 表面は粗面とし, 又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左		
転落防止	転落防止のためのストッパー等を設ける。	同左		
(3) 通路の構造	客席のある室の出入口から車いす使用者用客席に至る通路は下記の構造とする。	同左		
有効幅員	120cm以上。	150cm以上。		
床面の仕上げ	粗面とし, 又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左		
高低差	高低差がある場合は, 「3傾斜路」の(1)から(6)までに定める構造の傾斜路及びその踊場を設ける。 (※「3傾斜路」の整備項目表に記入する。) 又は車いす使用者用昇降機を設ける。	高低差がある場合は, 「3傾斜路」の(1)から(6)まで及び(8)に定める構造の傾斜路及びその踊場を設ける。 (※「3傾斜路」の整備項目表に記入する。) 又は車いす使用者用昇降機を設ける。		
(4) 舞台への経路	400以上の客席がある室で, 観覧や集会の用に供する舞台を設ける場合は, 車いす使用者が支障なく舞台に上がることができるような経路を1以上設ける。	同左		
(5) 補聴設備	—	不特定かつ多数の者が利用する客席は, 高齢者, 障がい者等の利用に配慮した集団補聴設備等を設ける。	—	
備考				

## 12 浴室, シャワー室及び更衣室

不特定かつ多数の者が利用する浴室, シャワー室及び更衣室			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	それぞれ1以上は下記に定める構造とする。	同左	-	-
(1) 出入口の有効幅員 ※1	80cm以上。	同左		
(2) 床面の仕上げ	粗面とし, 又は滑りにくい材料で仕上げる。	同左		
(3) 手すり	必要な場所に設ける。	同左		
(4) ドアの構造	-	引き戸式又は高齢者, 障がい者等が円滑に開閉して通過できる構造とする。	-	
(5) 段	-	出入口及び室内には, 高齢者, 障がい者等が通過する際に支障となる段を設けない。	-	
(6) シャワー及び水栓	-	高齢者, 障がい者等が円滑に利用できる構造とする。	-	
備考	※1 浴室, シャワー室, 更衣室のそれぞれのブース出入口が対象。			

## 13 客室

宿泊施設の客室			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 車いす使用者用客室の数	次の宿泊施設に, 車いす使用者が円滑に利用できる客室を客室の総数に100分の1を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは, その端数を切り上げた数)以上設ける。 ・用途に供する面積の合計が2,000㎡以上かつ総客室数が50以上の場合。 ・又は総客室数が100以上の場合。	車いす使用者が円滑に利用できる客室を次に定める数以上設ける。 [総客室数が200以下の場合] 総客室数×(1/50) [総客室数が200を超える場合] (総客室数×(1/100))+2 ※端数はすべて切り上げる。		
(2) 聴覚障がい者が用客室の数	総客室数が100以上のものには, 聴覚障がい者が円滑に利用できる客室を4室以上設ける。	聴覚障がい者が円滑に利用できる客室を次に定める数以上設ける。 [総客室数が250以下の場合] 4 [総客室数が250を超える場合] (総客室数-250)/150+4 ※端数はすべて切り上げる		
車いす使用者用客室の構造	出入口の有効幅員80cm以上。	出入口の有効幅員90cm以上。		
備考				

## 14 授乳スペース

授乳スペース			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
設置等				
設置	必要に応じて授乳できるスペースを設ける。 注1)	必要に応じて授乳できるスペースを設け, ベビーベッド等を備える。		
標識の掲示	出入口付近にその旨を表示した標識を掲示する。	同左		
備考				

注1) 別表第2整備基準 1建築物の表 備考7を参照

## 15 標識類

標識, 案内設備等			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 設置位置及び仕様	見やすく理解しやすいように設置位置, 文字の大きさ, 色等に配慮する。	—		—
表記の方法	—	分かりやすい文字, 記号, 図等で表記し, 地色と明度差の大きい色とする。	—	
設置位置	—	高齢者, 障がい者等の通行の支障とならない位置に設ける。	—	
高さ	—	車いす使用者が見やすい高さに設ける。	—	
周辺のスペース	—	周辺に車いす使用者が容易に近づけるような十分なスペースを確保する。	—	
(2) 案内板	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機, 便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を必要に応じて設ける。 注1) ただし, 容易に視認できる場合又は案内所を設ける場合はこの限りでない。	同左		
(3) 視覚障がい者用案内設備	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他の方法により視覚障がい者に示すための設備を必要に応じて設ける。注1) ただし, 案内所を設ける場合又は主要な出入口において常時勤務する者により視覚障がい者を誘導することができる場合は, この限りでない。	同左		
(4) 外国人への情報提供	案内板により主として外国人への情報提供を行う場合は, 多言語化, ルビフリ等に配慮する。	同左		
(5) 照明	—	照明装置を設ける場合は, 十分な照度を確保する。	—	
(6) 非常警報装置	—	視覚障がい者及び聴覚障がい者に配慮した音, 光等による非常警報装置を設ける。	—	
備考				

注1) 別表第2整備基準 1建築物の表 備考8を参照

## 16 券売機

券売機			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	1か所に2以上の券売機を設ける場合は、下記に定める構造とする。	同左	—	—
(1) 構造	車いす使用者の利用に支障がない構造とする。	同左		
(2) 案内表示	1以上の券売機では、料金等を点字で表示する。	同左		
備考				

## 17 公衆電話

公衆電話			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 構造	1か所に2以上の公衆電話を設ける場合は、車いす使用者の利用に支障がない構造のものを、1以上設ける。	同左		
(2) 周辺のスペース	—	周辺に車いす使用者が容易に近づけるような十分なスペースを確保する。	—	
(3) 手すり等	—	杖を使用する歩行困難者等が身体を支えることができる手すり又は壁面を設ける。	—	
(4) 公衆ファックス	—	必要に応じて公衆ファックスを1以上設ける。	—	
備考				

## 18 記載台等

記載台等			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 構造	記載台を設ける場合には、車いす使用者の利用に支障のない構造の記載台等を1以上設ける。	同左		
備考				

## 19 幼児用遊び場

幼児用遊び場			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
(1) 設置	必要に応じて幼児用遊び場を設ける。	同左		
備考				

## 20 水飲み器

水飲み器			チェック	
整備項目	整備基準	誘導基準	整	誘
留意点	—	水飲み器を設ける場合は、下記に定める構造のものを、1以上設ける。	—	—
(1) 飲み口の高さ	—	車いす使用者の利用に支障のないものとする。	—	
(2) 給水栓の構造	—	自動感知式、ボタン式又はレバー式とする。	—	
(3) 周辺のスペース	—	周辺に車いす使用者が容易に近づけるような十分なスペースを確保する。	—	
備考				